

山梨県クロアワビタケ生産支援事業費補助金交付要綱

制定 令和5年4月1日 林振第1938号

改正 令和7年1月15日 林振第1289号

(趣旨)

第1条 知事は、クロアワビタケの生産に取り組む生産者等の栽培の継続及び安定生産に向けた生産技術の確立を図るため、クロアワビタケの種菌又は菌床の作製及び販売の事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる経費及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

2 事業期間は、施行の日から令和7年2月末日とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、山梨県登録品種種苗利用権設定要綱第4の2の規定によりクロアワビタケの利用権設定に係る契約を締結した者とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、補助事業の開始前に知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) クロアワビタケの種菌又は菌床を購入する者に対し、県が定めた販売価格（通常価格）から補助額相当分を差し引いた価格で販売するものとする。

(2) 補助事業に要する経費の配分、補助事業の内容の変更又は補助事業の中止若しくは廃止をしようとする場合には、変更（中止、廃止）承認申請書（様式第3号）により

知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。

- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者が前3号に掲げる条件のいずれかに違反した場合、知事は、この補助金の全部又は一部の返還を補助事業者に対して求めることができる。

(実績報告の様式、提出期限)

- 第7条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の3月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。
- 2 第4条第2項のただし書の規定により補助金交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 3 第4条第2項のただし書の規定により補助金交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を補助事業者に納付させることができる。

(補助金の額の確定)

- 第8条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の実績の報告を受けた場合においては、報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地検査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額の確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

- 第9条 知事は、補助金を前条による額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払により交付することができる。
- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。
 - 3 知事は、補助事業の実施に係る補助金の交付をデジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)交付要綱(平成28年8月1日府地事第291号)第2条第1項に定める交付対象事業とするため、遅くとも当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日の属する年度の3月31日までに補助事業者に補助金を交付しなければならない。

(検査)

- 第10条 知事が必要があると認めるときには、実地検査を行うことができる。

(書類の保存)

- 第11条 補助事業者は、補助事業に係る関係書類について、当該補助事業終了の年度の翌

年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(その他)

第12条 補助事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年1月15日から施行する。

別表

補 助 対 象	補 助 対 象 事 業	補 助 率
県が定めた販売価格 (通常価格) ・種菌 ・菌床	県が定めた販売価格(通常価格) に数量を乗じた金額	補助対象の2分の1以内

様式第 1 号

第 年 月 日 号

山 梨 県 知 事 殿

所在地
団体名
氏 名 印

山梨県クロアワビタケ生産支援事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり事業を実施したいので、山梨県クロアワビタケ生産支援事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類 事業実施計画書（別記様式 1 - 1 号）
誓約書（別記様式 1 - 2 号）
その他知事が必要と認めるもの

事業実施計画書

1 事業の内容

2 経費内訳

総事業費 (A + B)	負担区分		備考
	県補助金 (A)	その他 (B)	
円	円	円	

事業費の内訳

区分	金額	積算内訳	備考
合計			

※ 積算内訳は、単価及び数量がわかるよう記載するとともに、積算内訳の詳細がわかる資料（経費の根拠となる資料）を添付する。また数量には単位を記入する。

3 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

4 添付資料

- (1) 事業の計画に係る資料（別記 1）を添付すること。
- (2) その他知事が必要と認める書類を添付すること。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1(2)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

山梨県知事 様

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]
(ふりがな)

氏 名 _____ 印

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

山梨県クロアワビタケ生産支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山梨県クロアワビタケ生産支援事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和 3 8 年山梨県規則第 2 5 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第 7 条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった山梨県クロアワビタケ生産支援事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の交付決定額	金	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) クロアワビタケの種菌又は菌床を購入する者に対し、県が定めた販売価格（通常価格）から補助額相当分を差し引いた価格で販売するものとする。
 - (2) 補助事業に要する経費の配分、補助事業の内容の変更又は補助事業の中止若しくは廃止をしようとする場合には、変更（中止、廃止）承認申請書（様式第 3 号）により知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の 2 0 % 以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
- ア 補助金の他の用途への使用をしたとき。
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して1箇月を経過した日又は交付決定した年度の3月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

様式第3号

番 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所在地
団体名
氏 名
印

山梨県クロアワビタケ生産支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県クロアワビタケ生産支援事業費について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、同事業費補助金交付要綱第6条第2号の規定により申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容
- 3 添付資料 知事が必要と認めるもの

様式第4号

番 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所在地
団体名
氏 名 印

山梨県クロアワビタケ生産支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県クロアワビタケ生産支援事業費補助金について、同事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類 事業実施報告書（別記様式4-1号）
その他知事が必要と認めるもの

番 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所在地
団体名
氏 名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた山梨県クロアワビタケ生産支援事業費補助金について、同事業費補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- | | | |
|---------------------------------|---|---|
| 1 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 | 金 | 円 |

(注) 内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

様式第 6 号

番 号
年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

山梨県クロアワビタケ生産支援事業費補助金交付額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった山梨県クロアワビタケ生産支援事業費補助金については、同事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり確定する。

交付確定額 金 円

番 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所在地
団体名
氏 名 印

概 算 払 請 求 書

年 月 日 付 け 第 号 で 交 付 決 定 の あ っ た 山 梨 県 ク ロ ア ワ ビ タ ケ 生 産 支 援 事 業 費 補 助 金 に つ い て、 同 事 業 費 補 助 金 交 付 要 綱 第 9 条 第 2 項 の 規 定 に よ り、 次 の と お り 概 算 払 の 請 求 を し ま す。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算 請求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

口座振替 振替先金融機関名 :
支店名 :
預金種別 : 当座 ・ 普通
預金口座番号 :
預金口座名義 (カタカナ) :